

○北海道教育大学へき地・小規模校教育研究センター規則

(制 定 平成30年 3月27日平成29年規則第27号)

改 正 平成31年 4月 9日平成31年規則第3号 令和 2年 4月20日令和 2年規則第40号

令和 3年 3月31日令和 2年規則第162号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人北海道教育大学運営規則（平成26年規則第25号）第14条第3項の規定に基づき、へき地・小規模校教育研究センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、へき地・小規模校教育の専門的教育及び研究を推進するとともに、他大学や、地域の諸機関と連携しつつ、学校教育や現職教員の実践的活動への支援を行うことを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するために、次の業務を行う。

- (1) へき地・小規模校教育に関する調査及び研究に関すること。
- (2) へき地・小規模校における教育内容及び教育方法の研究及び開発に関すること。
- (3) へき地・小規模校の教育実践に関する連携及び支援に関すること。
- (4) 学生のへき地校体験実習の実施及び評価に関すること。
- (5) その他目的達成に必要な業務

(構成員)

第4条 センターに、センター長のほか、次に掲げる者を置く。

- (1) 副センター長
- (2) センター員
- (3) へき地教育アドバイザー

2 副センター長は、センター長の推薦により、学長が任命する。

3 副センター長の任期は、2年とし、再任されることができる。ただし、補欠の副センター長の任期は、前任者の残任期間とする。

4 副センター長の任期の末日は、当該副センター長を任命する学長の任期の末日以前でなければならない。

5 センター長は、第1項のほか、特定の事項を調査・研究するため、学内外から共同研究員を委嘱することができる。

(職務)

第5条 センター長は、学長の監督の下に、センターの業務を掌理し、所属職員を監督する。

2 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 センター員は、センターの業務に従事する。

4 へき地教育アドバイザーは、学生のへき地校体験実習の実施及び評価に関する業務に従事する。

(へき地・小規模校教育研究センター会議)

第6条 センターに、センターの運営に関する必要な事項を審議するため、へき地・小規模校教育研究センター会議（以下「センター会議」という。）を置く。

(組織)

第7条 センター会議は、次に掲げる者で組織する。

- (1) センター長

- (2) 副センター長
- (3) センター員
- (4) へき地教育アドバイザー

2 前項のほか、必要に応じてセンター長が指名する者を加えることができる。

(審議事項)

第8条 センター会議は、次の事項を審議する。

- (1) センター運営の基本方針に関する事項
- (2) 中期目標・中期計画の実施に関する事項
- (3) へき地・小規模校教育の研究及び地域支援に関する事項
- (4) 学生のへき地校体験実習の実施及び評価に関する事項
- (5) その他へき地・小規模校教育に関する事項

(会議)

第9条 センター会議は、センター長が招集し、議長となる。

- 2 センター長は、委員の3分の1以上の要請があった場合は、センター会議を招集しなければならない。
- 3 センター会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 センター会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 議長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第10条 センター会議に、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会の組織及び運営については、センター会議が別に定める。

(共同利用運営委員会)

第11条 センターに、センターの共同利用の運営方針に関する事項その他共同利用の実施に関する重要事項を審議するため、北海道教育大学へき地・小規模校教育研究センター共同利用運営委員会（以下「共同利用運営委員会」という。）を置く。

- 2 共同利用運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第12条 センターに関する事務は、教育研究支援部連携推進課及び釧路校室が行う。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、センター会議の議を経て、センター長が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月9日平成31年規則第3号）

この規則は、平成31年4月9日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和2年4月20日令和2年規則第40号）

この規則は、令和2年10月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日令和2年規則第162号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。